

相談室 Q&A

健康保険関係

Q

定年退職する従業員の健康保険加入について、 どうアドバイスすればよいか

来月、65歳の定年を迎える従業員（正社員）から、退職後の健康保険への加入について、①任意継続被保険者となるべきか、②国民健康保険に加入したほうがよいか、あるいは、③現在55歳で、正社員として働いている配偶者の会社が加入している健康保険の被扶養者として加入したほうがよいのか、との照会がありました。どの健康保険への加入を勧めればよいか、適切なアドバイスをご教示ください。（東京都 M社）

A

配偶者の被扶養者として保険加入できる場合、支出面（保険料）からは③健康保険の被扶養者がよいが、享受する保険給付の内容によっては、保険料負担が発生するとしても①任意継続被保険者がよいケースもある

回答者 土岐紀文 ときのりふみ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

1. 退職後(資格喪失後)の保険加入は

[1] 健康保険の任意継続被保険者

(1)加入要件としては、退職するまでの間に被保険者期間が継続して2カ月以上あること、が必要です。(2)保険給付は、これまでと同様の給付を受けることが可能であり、保険者が健康保険組合（以下、健保組合）の場合、法定給付に加え、健保組合独自の付加給付を受けられる場合があります。(3)保険料は、これまでの労使折半ではなく全額自己負担となり、資格喪失時の標準報酬月額と、その保険者における全被保険者の平均の標準報酬月額（例えば、全国健康保険協会東京支部は平成26年度は28万円。保険者ごとに異なる）を比較し、いずれか少ない標準報酬月額に保険料率を乗じた金額となることから、資格喪失時の標準報酬月額が高い場合には、任意継続被保険者になったときの保険料が、これまでの労使折半の保険料より低くなる場合があります。(4)その他留意点として、任意継続被保険者となるためには、一般被保険者資格を喪失した日（退職日の翌日）から20日以内にこれまでの保険者に申し出ることが必須であり、その資格は取得日から2年を経過すると喪失しますが、いったん加入したら途中で国民健康保険に加入す

る、健康保険の被扶養者となる——といった理由で安易に資格喪失できないことが挙げられます。

[2] 国民健康保険の被保険者

(1)加入要件としては、国内に住所があり、他の公的医療保険に加入していないことが必要です。国民健康保険には被扶養者という概念がないため、全員が被保険者となり、世帯単位での加入となります。(2)保険給付は、全国健康保険協会の給付と若干異なります（傷病手当金と出産手当金は任意給付）が、ほぼ同じと考えてよいでしょう。なお、健保組合には法定給付に加えて独自に給付する「付加給付」がありますが、国民健康保険にこの制度はありません。(3)保険料は、前年の所得などに基づき、各市区町村独自の計算方法によって算出されます。また、世帯の加入者数に応じて保険料は変動します。ただし、年間保険料には世帯限度額が設定されており、例えば東京23区の平成25年度では65万円（介護分除く）が上限となっています。(4)その他留意点として、上記のとおり保険料は前年の所得などに基づき算出されることから、退職後の所得金額の増減が次年度以降の保険料に大きく影響することが挙げられます。

図表

加入する保険 および資格	加入要件	保険給付	保 険 料		その他留意点
			計 算 方 法	備 考	
①健康保険の 任意継続被 保険者	退職するまでの間に健康保 険の被保険者期間が継続し て2カ月以上あること	これまでと同様。 保険者（健保組 合）によっては、 付加給付を受けら れる	退職時の標準報酬月額に保 険料率を乗じた額 ただし、退職時の標準報酬 月額が28万円（※1）を超 えていた場合は、標準報酬 月額は28万円となる	これまで労使折半 だったが、全額自 己負担となる 【上限27,916円/月 （※1）、 年間334,992円】	一般被保険者の資格喪失日か ら20日以内の申し出が必須 国民健康保険に加入する、ま たは健康保険の被扶養者とな るという理由で任意に脱退で きない
②国民健康保 険の被保険 者	国内に住所があり、他の公 的医療保険に加入していな いこと	全国健康保険協会 の保険給付とほぼ 同じ（傷病手当 金、出産手当金が 任意給付）	保険料方式と地方税法によ る保険料方式があり、市区 町村によってそれぞれ異な る	前年の所得により 異なる 【上限650,000円/ 年（※2）、1カ月 当たり54,166円】	退職後1年目と2年目以降で は保険料に大きく差が生じる ことが多い
③健康保険の 被扶養者	被保険者（扶養する人）の 3親等内の親族で、主とし て被保険者によって生計が 維持されていること	保険者（健保組 合）によっては、 付加給付を受けら れる	負担なし	—	—

※1 全国健康保険協会東京支部（平成26年2月末現在）の場合。
 ※2 東京23区（平成26年2月末現在）の場合。

[3]健康保険の被扶養者

(1)加入要件としては、原則として3親等内の親族であることと、健康保険の被保険者によって、生計を維持されていると認められることが必要です。加えて、ご質問のケースにおける被扶養者の年収要件は、60歳以上であることから180万円未満となります（退職金は年収には含まれません）。(2)保険給付は、被保険者とほぼ同等の給付を受けることができます。上記、任意継続被保険者になる場合と同様に付加給付は保険者ごとに異なります。(3)保険料は、被扶養者自身の負担はありません。

以上をまとめると、[図表]のとおりとなります。

2.ご質問に対する回答

退職後、どの保険に加入するかは、支出面（保険料）および受給面（享受する保険給付）が判断ポイントになります。

[1]上記③の加入要件を満たす場合

支出面からは、自身の保険料負担のない上記③（健康保険の被扶養者）が一番よい選択と言えますが、受給面から考えますと、退職前の保険者に付加給付があり、高額療養費の付加給付が手厚い場合などは、保険料負担が発生するとしても、上記①（任意継続被保険者）を望む方がいるかもしれません。

[2]上記③の加入要件を満たさない場合

この場合は、上記①または②（国民健康保険の被保険者）を選択することとなりますが、受給面では、①の保険者に付加給付がある場合、当然な

ら給付内容は①のほうがよいと言えます。

支出面ですが、①は退職時の標準報酬月額が高い場合、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となり、保険料負担は②と比べて小さくなる傾向があります。ただし、この任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は保険者によって異なり、一概に①の保険料負担が小さくなるとは言えませんので、事前に保険者へ確認するとよいでしょう。一方、退職時の標準報酬月額が低い場合、保険料負担は②と比べて大きくなる傾向があります。

②については、前年の所得に応じて保険料が決定されることから、特に、退職後1年目と2年目以降では保険料に大きな差が生じることが多いため、退職後1年目の保険料だけでなく、2年目以降の保険料についても考慮する必要があります（具体的な金額については、住所地の市区町村に確認するとよいでしょう）。

以上から、①と②の保険料負担を比較した際、①の保険料負担が小さい場合は①を選択することとなりますが、②の保険料負担が小さく、①に付加給付がない場合には②を選択し、①に付加給付がある場合には、保険料負担と付加給付の内容を比較して決定することとなります。

このように、支出面だけでなく受給面も考慮した上で、いずれの保険を選択すべきかアドバイスすることが肝要と言えます（「WEB労政時報」では、参考として年収別の①と②の保険料を例示しています）。

参考

	年収300万円 (月例給与25万円)	年収600万円 (月例給与50万円)	年収900万円 (月例給与75万円)
①健康保険の任意継続被保険者 (※1)	標準報酬月額：26万円 (退職時の標準報酬月額が算出根拠)	標準報酬月額：28万円 (標準報酬月額の上限に到達)	標準報酬月額：28万円 (標準報酬月額の上限に到達)
	保険料： 25,922円/月 311,064円/年	保険料： 27,916円/月 334,992円/年	保険料： 27,916円/月 334,992円/年
②国民健康保険の被保険者 (※2)	(年収が算出根拠) (※3)		
	保険料： 14,527円/1カ月当たり 174,324円/年	保険料： 30,829円/1カ月当たり 369,948円/年	保険料： 47,176円/1カ月当たり 566,114円/年
①と②の保険料比較	①>②	①<②	①<②

※1 全国健康保険協会東京支部（平成26年2月末現在）の場合。

※2 この世帯における国保加入者は1名（65歳）で、東京23区（平成26年2月末現在）の場合。

※3 前年年収が「給与のみ」の場合。